

平信範自筆兵範記

京都帝國大學所藏

保元元年六月廿一日の條

同上裏面文書

近衛公爵家所藏

大外記清原賴業書狀

女后相之御備一少於時修一常白誓
 時後之利一儀一官於唐中權而一
 上之及上子今日多時事一依其以以延行
 半後春歷晚以京中一醫富一後之元急
 中自之於於上下治更之殿下御七先上春
 內治中御之殿以月車一先是中官於唐久
 在御直殿春之於於于時車欄三漸更人
 以下會佛令教他之其也一于後別本不
 何也取也唐御會瑞香以同殿上通也物也
 瑞香高也及上中之也
 之夜殿若若^{高也}初治治^以以唐中御之
 殿上之也^{高也}若若^{高也}以^{高也}白^{高也}每^{高也}宜^{高也}
 若遺三二人信丈夫十八年應從于時以也
 坐唐自東河沈唐封似喜喜了中御之也

按察使之外記後
 你下兩頭解官委
 維即以此時春明
 十月十七日
 十有十七日

兵範記に就いて

— 自筆本の研究 —

文學士 西田直二郎

序言

兵範記は兵部卿平信範の日記であつて、又の名
人車記によつても世に知られ、其他兵信記、信範
記などの異名を有する日記である。

此日記の解題については、星野博士が早く史學
雜誌第三卷歴世記録考の中に説かれて居り、又史
料としては、此日記が崇徳天皇の御時より、近衛
後白河、二條、六條、高倉の六帝の御代に亘り、
其間年次の缺損はあるけれども、平安朝末期の有
力なるものとして已に知られてゐる。殊に此時代
は政治上社會上の變轉期であつて、歴史研究者の
多く興味を惹く時代であり。變亂としては保元平
治の二亂がある時代である。此時代に於て兵範記

は保元亂に關しては唯一の根本史料であり、亂前
の經過、戰の顛末、乃至亂後に於ける反徒の處分
其所領の沒取等について最も信憑すべき資料を提
供するものである。其他鳥羽院美福門院の動靜、
或は左大臣頼長に對する世評は此日記によつてよ
く窺ひ得るものである。尙ほ、嘉應元年に於ける
叡山事件は記者自らも其事に座したことであるか
ら、言ふまでもなく、又此時代著しく現はれ來る
公家と武士との衝突の記事、或は他の方面には江
家文庫の燒失、大學寮試等の記事があり、其他儀
式典禮のことに關しては記事の精細を以て有職故
實の研究者にとりて最も悦ばれるところである。
是等の事は此處に多く言ふを須ひない、
而して又此日記は傳寫せられて世に流布するも
の稀れではないが完全なるものなく、流布のもの
には互に殘缺佚存が同じくなく、傳寫の際に於け
る魯魚の誤りの多いことも此日記のため甚だ悲し

むところである。

然るに數年前、偶々京都大學が所藏する兵範記古寫本を見、之れを調査し行くに、是れ兵範記の記者なる兵部卿平信範其人の自筆本なるを斷定すべきものであるを知り、且つ此の古寫本の裏面に於て數百の古文書を見ることを得、平安朝末期の新史料を獲たことであるから、以下聊か是等につき述べたく思ふ。

此の古寫本の研究に先ち、吾人は平信範の家と其地位を略舒して、記者信範の周圍を明かにし、兼ねて此の煩雜なる古寫本研究の基礎知識となしたく思ふのである。

日記の家

信範の傳記、官歴などについては此處に多く述ぶるを避け、只、信範が保安二年に文章生となり歴進して中宮權少進、藏人、安藝權守、左京權大夫、備後權守、右少辨、甲斐權守、權右中辨、と

なり遂に仁安二年には藏人頭となり、承安三年兵部卿に至り、二年の後、治承元年六十六才を以て官を罷め出家したことの大體を記して置きたい。又信範の家は數代以前より累代の人が、日記を記し、其等の日記は其時代に於て、故實典禮を致ふる上に重要視せられて居つたと云ふことは吾人の此兵範記研究の上に於て少なからず關係のあることであるから、先づ之れにつき少しく述べなければならぬ。

即ち信範から云へば、

五代祖	平親信には	親信卿記	天延二年
曾祖父	平範國には	範國朝臣記	長元元年
祖父の弟	平行親には	行親朝臣記	長曆元年
父	平知信には	知信朝臣記	大治二年
父の従弟	平定家には	定家朝臣記	より保延 天喜元年 より康平 四年に及ぶ

兄

平時信には 時信朝臣記

大治五年
より天承
元年に及
ぶ

等があり、尙行親卿の後にて信範と同時代の平範家其他親信の子平時範にも日記があつたやうである。餘事ではあるが此一家は文學あるもの少からずして範圍が宇治關白高野參詣記の記者なりとせらるゝ外、女子にては範圍の孫女、祐子内親王家の紀伊、親信の曾孫女周防内侍の如き金葉以下新古今の勅撰集に載せられてゐる歌人がある。

さて、かく累世相續いで日記の事に携はつたから、此一家は今鏡などには「に（日記）の家」と呼んである。又已に此の時代に於ても日記の事に就ては此等の人々は重んぜられたものであることは左の記事に於ても其一端を窺ふとが出来る。即ち台記別記に

久安四年七月十一日、今日乞_三入内日記於_三人々_一尋召日記人々、範家、行親、定家、時範、時信

知信、

とあつて日記人々と云ふ語はよく其意を表はしてゐる。信範に就いても、玉葉には、安元二年十一月廿二日の條に春日詣の先例を調査したところ、行親記、知信記を参照したけれども、尙不明であつたから、信範の元に尋ね合したことが記してあり、又其返答が載つてゐる。台記の内にも康治元年六月廿九日の入道殿御堂供養の略記事を記して其後のところに此等のことに就いては「後代可尋見信範記」とあつて、信範と同時の人が信範の日記が精細の記事を遺し置くべきこと、と後人が此記を典據とすべきことを豫め告げてゐるやうな有様で、信範と日記、並に其一族と日記の關係を知ることが出来るのである。

かく兵範記は日記の家と云はる家の日記であつて、平安朝の記録には儀式典禮の記事が多いのは常ではあるが、此兵範記は上述の如き其家の傳承

的關係があるとは注意を要するところであつて、此兵範記が史料としての價値を考察せんとする上に於ても、又吾人の研究せんとする古寫本の考の上に於ても、等しく必要なることであらうと思ふ

尙信範の家は、平氏であつて、かの平忠盛、清盛の流とは同裔ではあるが長く分れて居つた。清盛の流は葛原親王の子、高見王を祖とし、信範の方は葛原親王の子高棟王を祖とせるものである。

併し、此の二流は信範の時代に於ては姻戚として親密なる關係にあつたのである。即ち信範の兄時信の女子からは、清盛の室(建禮門院の母)を始め重盛の室及び宗盛の室を出してゐる。尙其一女は後白河院の後建春門院であつて、高倉院の母后である。又、高倉院の後建禮門院はさきの時信の女子、清盛の室の所生である。信範より言ふならば其姪が夫れ夫れ清盛の一門に歸嫁してゐるので、今鏡の所謂、

たひらのうぢは、はじめは一つにおはしましけれど、(日記)にきの家と、世のためにおはする筋とは久しく、かたがたきこね給ふを、いづ方もおなし御世に、みかご、后、おなじ氏に榮へさせ給ふめる。(すべもきの下。ふたばの橙)

とあるもの即ち是れである。

藤原氏と信範の家との關係は、信範の父知信は關白忠實の家司であつて、忠實の子頼長も、「彼朝臣事(忠實)禪閣四十年、無三青政一、又於レ余自三元服一至三大臣着座一奉行」と言うてゐる(盛記康治二年十月三十日條)。信範も亦同じく忠實の子關白近衛忠通の家司となつて居た。なほ、信範の女は近衛道經(基通の第二子)の母である。

かくの如く信範の家は平清盛の家と姻戚なると共に又近衛家と深き關係あることは兵範記を史料として見る上に於ては勿論、又吾人の古寫本研究に於て此古寫本の由來を考へる上に、豫め記しお

かなければならぬところである。

古寫本の由來

京都帝國大學所藏の兵範記古寫本と云ふは卷子本にて二十四卷あり、是れは同じく大學所藏他の二種の兵範記（一種新寫卷子本二十一卷、一種冊子本五十六冊）と共に平松子爵家の舊藏であつた。
（何れも小泉氏史籍年表には採録せられざるものである）

此の古寫本は一見、他のものと類を異にして、筆寫年代が平安朝末期なることを思はしむるものである且つ多くは故紙を裏返して使用して居るから、日記の裏面には此の時代の文書を數多く見ることが出來、單に兵範記古寫として、研究に値するばかりでなく、裏面の古文書は尊重すべき此時代の新史料である。

先づ此の古寫卷子本の傳來を考ふるに、是れは平松家が古くより傳へたのではなく、其以前は永く現今の近衛公爵家にて秘藏せられてゐたやうで

ある。此のことは兵範記に附屬してゐる平松家の時春（寶曆四年薨）の書いた兵範記由來書と云ふ手稿によつて知られる。之れによれば、此の時春の祖父時量の時、近衛基熙公より兵範記の外範國朝臣記、知信朝臣記をば平信範の眞蹟なりとして、平松家に贈られたものである。即ち手稿の初に

右兵範記（或號人車記兵部）二十——卷（此中一年一月交款一年一月之卷後孫贈寫者款又有藏紙斷簡數束）平範國朝臣記（信範卿高祖）一卷

平知信朝臣記（信範卿考）一卷者吾先君兵部卿平信

範卿之眞蹟而所藏近衛殿下之家塾也爾來至於關白太政大臣基熙公之世誠以平氏之龜鑑分賜顯祖考權中納言時量卿興滅繼絕焉大哉基熙公之仁也不意得吾家（得）至寶於五百有餘歲後矣とある。

尙此の手稿の由來書に記する、近衛家より兵範記を平松家に分與したる事實を他の方面より徴すべきものは、京都帝國大學文科大學國史研究室に

藏せる近衛基熙公の左の書狀である。

昨晩得懇書之處對客不致即答背本意候

一、詩歌進儀等染筆候條進候

一、兵範之事得其意候雖然連々懇情之事難謝

候條令幸所據候事不見儀之次第候間旁以

令進度候内意何様候哉不存候へ共只被留

置候は可祝着候心事難述儀は期面謁候へ

く候謹言

二月九日

基熙(花押)

返々兵範之事無疑自筆少々有之候様存候

間漸々被撰分候は其分不殘令進入度候先

祖之眞紀再出現候事神妙存候故重而申入

事候也

平松中納言殿

之れによると、時量卿の懇望によつて基熙公が

信範眞筆として兵範記を分與せられた事が確かに

判るものである。なほ、此の分與の事を基熙公の

日記である基熙公記に就て何年頃に分與せられた

ものであるかと云ふことも知りたく思つたが慥か

に知ることが出来なかつた、分與のことは、基熙公

記が缺けてゐる延寶三年以前の事柄であらうとも

考へられるのは、基熙公記を見ると、公は花押の

書き方を早き年と後の方とは少しづつ變へてゐる

が、之れをさきの基熙公書狀にある花押と較べる

と、基熙公の早き時代のもので延寶三年の頃又は

其以前のものでないかと考へられるのである。

又平松時量卿は近衛基熙公とは親交のあつたこ

とは此の基熙公記に殊入魂之間などありて時量卿

はよく近衛家に出入し、書籍を貸借し、或は中右

記などの古き日記を協力して校合してゐることな

ごが見えてゐることによつて十分窺はれる。

尙又、平松時量卿は兵範記の記者なる平信範の

遠裔であつて、かの信範の子孫は後に、酉洞院家

と稱し、又酉洞院家は時慶卿記の記者である時慶

卿の第二子時庸が平松家となり時庸の子は即ち此の時量卿である。

かやうに兵範記記者信範の子孫であるから、この兵範記の古寫本が近衛家から平松家に傳來したのである。

而して更に近衛家が此の兵範記を有せしことに就ては何等徴すべき資料はないが、さきに吾人が述べた如く近衛關白家と平信範との關係より來るものではなからうかと考へる。此の事は尙以下に述べる吾人の研究の進むるに従つていよく明かになることと思ふ。

近衛家所藏本

以上述べるところにて京都大學本兵範記の傳來がわかるが、已に平松家本は近衛家から出たものであり、又さきの時春手稿の由來書には基熙公が「分興」せられたと云ふことを記して居るから、兵範記古寫本の幾部は其當時近衛家に殘留してゐる

ことが推測せらるゝのである。

かくて大正二年の初め、東京近衛公爵邸に於て所藏の古記録類を閲讀するを許された時、兵範記古寫本を搜索したのであるが遂に見ることを得なかつた。其後又公爵家の厚意によつて當時京都二條城内にあつた近衛家文庫を見るを得、此處に初めて、求めて居つたところの兵範記の古寫本に接することを得たのである。

この兵範記古寫本は近衛家に於て最も貴重なるものとして取扱つて居られる十五函物と云つて、十五の函に極めて丁寧に收められてある諸記録の中にあつたのである。十五函の中には御堂關白記後二條關白記、猪熊關白記、及び後法興院政家記等の原本と思はるものがあつたので、其等の中に人車記として二函を占めて居るものが、この平松家の傳來藏本の殘部であつたのである。此の古寫卷子本は其體裁、紙、文字凡てに於て平松家本と

同一である、裏面に見る文書も又許多あり、年次は平松家本にないものが近衛家本にあり、彼れにあるものは此の方にはなく、只一卷のみ年月の重複したものがあがるが、之れは後に述べるが筆寫の異つたものである。かくて近衛家の兵範記古寫本は合計二十七卷、是れ等を平松家本の二十四卷と合すると總計五十一卷となる。兩本を對比して列記すると左の如くである。

京都大學本(廿四卷)

近衛家本(廿七卷)

- 長承元年秋冬 一卷
- (保延、永治、康治、天養、久安、仁平元、欠)
- 仁平二年正月二月 一卷
- 同 三月 一卷
- 同 夏 一卷
- 同 秋 一卷
- 同 冬 一卷
- 仁平三年春夏 一卷

- 同 秋冬 一卷
- 仁平四(久壽元)年春 一卷
- 同 夏 一卷
- 同 秋冬 一卷
- 久壽二年 春夏 一卷
- 同 秋 一卷
- 同 冬 一卷
- 久壽三(保元元)年春 一卷
- 同 夏 一卷
- 保元元年 冬 一卷
- 保元二年 冬 一卷
- (保元三年正、二、三月欠)

- 仁平四年 自四月中旬至六月(重) 一卷
- 保元元年 秋 一卷
- 保元二年 自四月 春 一卷
- 同 自七月 至七月 一卷
- 同 八月 一卷
- 同 九月 一卷
- 保元三年 自四月 至七月 一卷
- 同 秋 一卷
- 同 冬 一卷

○仁安二年 春 一卷

(平治、永曆、應保、長寛、永萬、仁安元欠)

○嘉應元年八月九月 一卷

○同 四月 一卷
○嘉應元年五月六月

○仁安二年三月 一卷
○同 夏 一卷
○同 秋 一卷
○同 冬 一卷

○承安元年十二月 一卷

○同 十一月 一卷
○同 十二月 一卷

○仁安三年正月 一卷

○同 二月 一卷

○同 三月(斷片) 一卷

○仁安三年三月 一卷

○同 夏 一卷

○同 七月八月 一卷

○同 九月 一卷

○同 十月 一卷

○同 十一月 一卷

○同 十二月 一卷

○仁安四(嘉應元)年正月 一卷

○同 二月 一卷

○同 三月 一卷

兵範記に就いて

此表に表はれた所にも、近衛、大學の兩本は同種のものであることが知られるが、尙兩者を合するも兵範記の完全なものでなく、年次の缺陷が少しある。他の世上に傳はる兵範記にある年次であつても此の古寫本に缺けてゐるものもある。然し此の古寫本の價値は年次の完全、又は他に比して多いと云ふ點にてはなく、此日記の記者である平信範其人と關係ある點に於て最も重きをなすものと云はなければならぬ。

信範の筆蹟

然らば此の古寫本は如何なるものであるかを研究し之れを決定する必要がある。已にさきに述べ

た如く、此兵範記は平信範の自筆本であると云ひ傳へられたもの、如く、近衛家から平松家に傳はるときに、爾か言はれたものである。然し此の古寫本全部を通して見るときには筆寫には明かに三種ほどの異つた書體のあるを認める、同一の書體で一巻通じて筆寫せられるものもあれば又一巻中二種又は三種の異つた書體で書き繼がれてゐる場合もある。従つて此古寫本が信範自筆本なりとするも此三種中何れが信範のものなりやと云ふ疑問が直ちに起り來らなければならぬ。従つて、此の古寫本の性質を定めるに於ては先づ信範の筆蹟を研究する必要がある。

兵範記記者の平信範の筆蹟の世に傳はるもの固より多くない。漸く之れを求めて、高野山文書の中に信範の關係してゐる文書を四通得ることが出來た。即ち、寶簡集一にある、嘉應元年十一月二十三日の後白河院廳下文。同じく寶簡集廿六にあ

る信範の出せる長寛元年七月廿五日關白家政所下文。長寛元年七月四日及び同廿五日の書狀二通である、是等の文書中に於て筆蹟を考ふべきものは信範書狀である。而して其筆致は稍癖があるから比較對照には却つて都合の好いものである。

他の方面で信範の筆蹟を考へる資料は、此の兵範記古寫本の裏面文書の中に信範書狀の案文があつて中には信範と署名したものがあつた。仁平三年春の卷の裏面にある書狀案には信範と記してゐる其外に尙全く同一筆の書狀の書損じが所々から發見せられるので、是等は信範が他筆を以て書かしたと見るよりも、信範自筆のものだと認むべきものであらう。尙、吾人が二條城内の近衛文庫内に於て見たる平行親卿記の古寫本は同じく故紙を使用したものであつて、其内には信範の明かな署名のある書狀三通を見た。是等何れも兵範記古寫本の裏面に見る信範書狀案と同一書風であつた。

尙煩しきやうなれども、信範筆蹟を考ふべきものは、平松家舊藏本として兵範記と共に近衛家より分與せられたる平範國朝臣記一卷の奥書である其奥書の全文は

長承二年四月書寫是伊豫殿御記也、件御自筆記少々先年燒失、其殘雖落落猶傳來家君、而去保安炎上之次皆爲灰燼了、今申請左中丞所書寫取也、已家之重書雖愁燒失、今喜書之云、知我家不斷可爲奉公之仁歟。中宮權少進平信範。

とあつて、是は信範の曾祖父にあたる平範國の自筆日記が燒失したる故に、新たに他のものに依つて書寫したことの由を記せるにて、是平範國古寫本は時代と云ひ紙質墨色などから見ても與書署名の如く長永二年信範の書ける範國記であらうと考へられる。この奥書により信範の自筆は此範國記に於ても見ることが出来る。

以上の諸點よりして吾人は信範の筆蹟を確めることが出來やうと思ふ。かくて之れをか兵範記の古寫本に就いて引合はすれば、信範自筆を確め得るのである。

前に述べし兵範三種の書體中其一種は確かに信範自筆と認むべきものである。本號口繪に出したるものは其一部である。

古寫本の性質

信範の筆蹟より見て、此の古寫本は確かに信範の自筆の交れるものなるを知るが。尙少しく詳かに此古卷子本の性質を明かにしたい。

前に屢々述べた如く、此古寫には裏面に數多くの文書を見るが古寫本の性質を考ふる上に於て特に注意すべきことは、此等裏面文書の中、書狀等に宛名のあるものを見るに、其宛名には、甲斐判官代殿、甲斐權守殿、頭辨殿、六條平三位殿、六條殿、平少納言殿、左京權大夫殿、などが多い、其

中にも甲斐判官代、甲斐權守、頭辨、などは特に多く見る。而して此等宛名を何人をさしたものであるかと言はゞ、即ち兵範記記者なる平信範其人であることが判る。左京權大夫、甲斐權守、甲斐判官代、少納言、頭辨などは信範の官歴に相當し、六條は信範の住所に外ならぬ。

宛名などのない他の種類の文書にて年號のあるものを見るも信範歿後の年のものは一もない。此の事は、直ちに、此兵範記の用紙は信範に宛てたる書狀等の故紙を用ひたものであることを告げるのであつて、この古寫本の性質を考へる上に極めて重要なものである。又一方此古記の筆寫をなした人も信範其人であるかららずも少くとも信範と縁の無い人でないことを示すものである。吾人は此點より言ふも信範の自筆を考證する上に有力なる證據となるべきものと考へる。

さて前項にのべた如く此兵範記古寫本には信範

の自筆があることを確かに言ふことが出来るが其れと共に他に二種の筆があることも言ふた。されば此兵範記は信範自筆もあり、他筆もあることゝなるのである。尤も此日記は其日其日の書繼ぎではなく後に通して淨寫したものである。信範自筆の分も其日其日の筆録ではない。後に自分の日記を淨寫したものと認めるのである。又他筆の分は是は信範其人が他人をして淨寫せしめたものであつて後人が信範と異つた時代に淨寫したものではないので、其の理由は、他筆のものを見て行く間に、保元二年の春の卷の中には、文中に朱書にて「を^レつけ傍^ニに^レ以下^ニ註^ス也^ト記^シ又^レ少^シ下^ニに^レを^レつけは、蓋し註記として割り書、又はは細書すべき部分^ニが、誤つて本文同様に書寫せられたことを訂したものであることを知るのである。而も其注也と記せる文字は是れ、紛ふ方なき信範の例の癖のあ

る筆蹟である。故に之れは信範が自ら訂正したものと認めるのである。又かう云ふ風に見て行くに他筆の卷に限つて所々、本文の行の改まる所などに朱を以て合點をしてゐる。尙他筆の分にはよく裏面に於て信範自筆の記入がある。これは他筆が脱漏をなしたを補ふたもの、如くである。此等よりして他筆のものも信範自らが校合をしたものだと考へるのである。

而して自筆と認むるものは、仁平、久壽、保元の如き年代の早きものに多く、他筆は、仁安、嘉應などの後の方に多い、一卷の内に、自筆と他筆の交るものも後の年代に至るに従ひて自筆の部分少くなるやうである。且つ一寸注意すべき點は後の方の年代のものには、只其見返のところに少し自筆があるものが多い。

吾人は如上の事實から推測して此の古寫本は要するに信範の日記を信範自ら淨寫したるものにし

て而も其れは相當長き年月を費したるものにて信範の晩年にあたり、爲めに後の部分は他人をして筆寫せしめ、自らは其校合をなしたるに止り、只其見返の部分に同卷收むるところの主要と思惟する記事の要目を自筆にて記入したるものにて、見返の文字の如きは何となく老筆の如き感あるものである。要するに此等古寫本は記者の自筆を多く有するところの兵範記原本と斷定すべきものである

かく、京都大學及び近衛家所藏の兵範記を以て原本と斷定するならば、吾人は茲に最も信賴すべき兵範記を得たことを先づ喜ばなければならぬ。之れを流布本と比較するに、其年次に於ても前にも述べた如く完全でない。轉寫せられて傳はるものにも尙此原本以外の年記を有するものもある。是れ永き歲月の經過の内に原本の一部が何處にか散佚したるものであつて、誠に惜しむべき限りで

ある。尙又現存する原本と傳寫の諸本の記事を參照するに、之れによりて月日等の脱漏を補ひ、魯魚の誤りを訂することが尠くない。吾人が見たる

賀茂御祖神社所藏本、又は平松家舊藏冊子本など、對校するに、此兩種の如きは流布の傳寫本としては頗る良本たるべきものであるが尙脱漏誤寫を認め得るのである。一一のことを此處に述ぶることは許されないが例へば加茂御祖社の保元元年七月初のところ、平松冊子本の嘉應元年八月の一部等は傳寫の際の脱漏であることを認める。其他文字の誤謬脱漏につきては到底其擧ぐるの煩に堪えないところである。

裏面の文書

此兵範記が裏面に多くの文書を保存せしことは又、此古寫本の價値を増したところである。而して其文書の數約九百通に及んでゐる。且つ此等古文書は年代に於て殆んど皆同じやうの時代であり

兵範紀記者と何等かの關係のあるものであるから只雜然たる文書の集合でないところに價値があると言ふことが出来る。

文書の内年號の分るものは久安のものが古く、新らしきものには治承、元曆などのものがある。

此等文書の種類を見るに、公私に亘りて其種類甚だ多い。宣旨、院宣、太政官符、奏狀、解などから長者宣、政所下文、申文、送文、請文、書狀の數多くがある。其他具注曆がある。尙書狀案と見るべき添削を施したり、中途までより書きてないものなどがある。是等は吾人がさきに考證した信範の筆蹟と同筆のものである。

是等數百の文書は文書の比較的少ない此時代の新史料であり、又古文書學上にては時代の文書の様式等の研究の參考となるは勿論であるが、又是等文書中には色々の人の筆蹟を見ることが出来る。筆蹟の中には、歴史上有名なる人のものも存して

居る。殊に此時代即ち平安朝末期は保元、平治物語とか平家物語、源平盛衰記の如き軍記物によりて傳へられ、此等軍記物は廣く世間に讀まれた所から、物語中に見はれ來る人の名の世に知られてゐるものが多い。

是等文書中、名のあるものを二三例に擧げて見ると、先づ清原賴業に關係するものが三通ある。

清原賴業は明經道の博士として高倉天皇の侍讀として當代無双の碩學と稱せられ又平宗盛に弊政を改革すべきことを説いたこと、或は京都の西、嵯峨車折明神の祭神として世に知られてゐるところであるが、此の賴業の自筆だと思はれる書狀が仁安二年秋の卷の裏面から出た。此れは口繪寫真に見る如く、

按察使召外記被

仰下兩頭解官事

候即以時忠朝臣被補

頭候了恐々謹言

十一月十七日

大外記賴業

とあるものである。

尙賴業のものには仁平三年七月八日の裏に申文がある。

正五位下行大舍人頭兼大外記備後權介清原真人賴□誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩因准先例罷所帶備後權介以男正六位上康□拜任圖書玄蕃主殿掃部允等闕狀

右賴業謹檢案内爲大外記者罷所帶遙授以息子申□司三分者古今之芳規也近則中原師業同師元朝臣□師尙等是也於師元者兩度有此恩於師尙者雖位次□薦去年以師倫申任內歲少允畢准彼等例被優恤□謂非據望請天恩被罷備後權介以件康家被拜□等闕者將令竭奉公之節矣賴業誠惶誠恐謹言

仁安二年十二月十日正五位下行大舍人頭兼
大外記備後權介清原真人頼□

とある。是れは頼業が所帶の備後權介を罷め其男
康家をして圖書玄蕃主殿掃部允等闕に拜任せられ
ん事を請ふたものである。尙之れと同様の文意の
申文が又一通仁安三年十一月卷の裏より出た。其
日付は前のものより後るゝと三日即ち仁安二年十
二月十三日にて、文意は前者の拜任圖書玄蕃主殿
掃部允等闕云々とある所が、此れには只主殿掃部
允等闕、とあるばかりで其他にては殆んど同様で
ある。頼業の息康家の名は尊卑分脈には漏れてゐ
る。頼業の男子第四男と書いてあるものが居るに、
實際三人の男子より擧がつてゐないのは之れによ
りて補ふことが出来るかと考へる。此の申文が當
代の官職制度の一部を窺ふ材料になることは勿論
であるが兎に角頼業に關する文書の三通を發見し
たることにても珍らしいものと云ふべきである。

而して尙他に當代のもので名の知られてゐるも
のを擧ぐると藤原邦綱がある。邦綱は關白忠通の
家司となり、重用せられ、藤原氏平氏の間に立ち
て劃策し、後清盛の帷幕にありて、榮達を重ねた
人である。邦綱が近衛家に入出したものであるか
ら、信範と同様な地位にありしこと故、邦綱の
書狀は五六通之れを見ることが出来る。恐らく何
れも自筆のものだと考へられる。

又藤原光頼はかの平治物語の「光頼卿參内」の條
に、平治の亂の主謀者たる藤原信頼を僉議の座に
於て懼怖せしめたる物語のあることにより、世に
傳はるものであるが、仁平二年二月卷裏にこの光
頼奉書一通を見出した。

來廿一日可有御

入内事前駈可被

參勤者依

御氣色執達如件

四月七日 權右中辨光賴

甲斐權守殿

とあつて是れ久安六年四月廿一日近衛天皇の中宮藤原呈子の入内につき前驅すべきことを光賴より兵範記記者平信範に命じたものである。藤原呈子は忠通が其子として入内せしめたところにして權大納言藤原伊通の女にして、是れより先き左大臣賴長が内大臣藤原公能の女を猶子として入内せしめ、中宮となりしに對抗したもので、保元の亂の一原因をなす事件である。

かく公卿にては其他にも權右中辨藤原光房、式部大輔藤原永範、左少辨平範家、藤原公通などの人々があり、又有名なる藤原成親及び内大臣源雅通かと推定せざるゝもの等が多くある。

武家の方にては、先づ平重盛の書狀の斷簡がある。申候也恐々謹言 十月一日 重盛の文字のみで前文が失はれてゐるのは惜しむべきであるが

是は、重盛自筆と認むべきものであらう。又、源三位賴政の、是も自筆かと考へるべき請文一通がある。其れは

來廿二日法勝寺常行

堂御國忌御布施取

着束帶已刻可令

參勤之由謹所請

如件

九月廿日 賴 政

とありて、是れは堀河院母后賢子中宮の御國忌に關するもの。又賴政の子にて、平宗盛と馬のことから怨恨を懷くに至つたと云ふ物語のある、源仲綱の文書は五通あつて、隱岐守仲綱とあるもの一通、伊豆守源仲綱とあるもの四通、前者は是も法勝寺御佛事布施取役參勤の請文であつて、後者は五節舞姫を献すべき御教書の請文、及び國中の事情を述べて、之れを辭するの書狀である。是等の

外、尙保元の亂に天皇方に源義朝と共に馳せ參じた右衛尉源義康又院方の平忠正の書狀がある。

其他僧にては有名なる天台座主明雲のものと思はるものがある。權僧正明雲と讀まるべき署名のある慶賀を述べた書狀が一通あつた。又保元亂に左府頼長と志を同じうして惡僧を募つた南都の僧玄實の請文などあり、歌人としては藤原範兼の如き、陰陽道にては加茂在憲安倍晴道の勘文、書狀があり、中原、惟宗、坂上、丹波諸氏の申文類或は佛師康助の注文などを見ることが出来る。

さて、裏面文書の内容につき概觀し見るに、兵範記記者信範の家並に職務に關するのであることは言ふまでもない、従つて此關係から其文書の内容には一の限定がある譯である。

先づ此等文書中、注意を惹くことは、申文と庄園に關する文書の多いことである。此れは、信範の職務が然らしめたところである。叙位任官の申

文は殆んど百五十通に及び、民部刑部治部等の諸省、諸陵寮齋院司、隼人司西市司勘解由使等の諸寮司、明經明法陰陽等の諸道の舉奏に係るもの、年給叙爵、成功等ありて諸方面に亘りて居るが故に文書様式研究の好資料たるは勿論、是等内容は諸種の史實を語るものである、殊に當代に於て盛行はれた私物を以て公用に充て其功に依つて官を望むの風は此等申文の中に於て成功の申文が殊に數多きを見て知ることが出来る。是等成功の申文の研究は又當代社會の事情を窺ふことを得るものにして是等については他日筆を改めて論じて見たく思ふ。

尙當代に於ては所領庄園に關する問題が多い。是等の訴訟等に關する文書が又多くある。信範は關白藤原忠通の家司であるゆへ、關白家所領についての庶務にあつたことであるから、此方面の關係文書も多いのである。是等文書中には關白家

の所領として名のよく知られてゐるものもあり、又相傳の分明なものなどもある。此等文書中には越前方上庄、播磨坂越大江島庄に關するものなどがあり其他にても宇坂(越前)海野(信濃)郡戸(信

濃)小掠(近江)小弓(尾張)美田(美濃)櫛原、有間(紀伊)世賀(播磨)等の庄、松茸御園(山城)柿御園(近江)等のものがあり、尙庄名を擧ぐるならば、新居、井上、米木、榎並等數多い。中には國術と庄園との紛争につき當代庄園の制の一部を伺ふに足るものがある。修理大夫雅□書狀には小弓御庄と尾張國司との間に紛糾を生じ國司は新制によつて大治元年以後の庄を停廢すべきとを以てし、庄園沙汰人との間に、新制適用上の解釋を異にせるものありしことを知るこの出來るのがある。此の如き類の庄園に關する訴の如き又東三條院の御願なる慈徳寺所司解に見る寺領内の住人との争などの如き寺院領に關するものなど多くを見ることが

出來、庄園研究に於ては重要な時代でありながら從來資料の乏しかつた此の平安期の庄園に關する資料を多く保存してゐるとは此研究に於て注意すべきところであらうと思ふ。

其他裏面の文書に於ては信範の家が記録の家、日記の家であつたがため、儀式故實に涉ることに ついての書狀類が多く、其れに關する書籍の貸借等の書狀を見る、其中には江次第、蘭林坊目などの書名が見え、其他秘抄と云ひ記録雜例と云ふものを貸借してゐる事を認める。

尙、當代醫道の家なる丹波知康に關する文書書狀が三通出で當代醫術のこと殊に其實際の狀態を窺ふことを得る。

繪旨謹承候了今日

療治事其憚候也仍明日

可參候也恐々謹言

十一月十二日

主税頭知康

にて繪旨を承りたりと雖尙日次の忌むべきにより療治を延引せしめたる當代陰陽道流の思想の勢力を知ることが出来、又之れを關聯すると思はる左の書狀によりて醫術と醫藥の實際を窺ひ得るのである。

御舌令爛給者煎甘草

汁含之又煎黃蘗汁

冷含嗽之可相試御候

又足裏可令當燒

石候也 恐惶謹言

十一月十四日 知 康

尙具注曆は保延五年、永治元年、仁平三年、のもの、何れも完全なものではない。

かやうに裏面文書は前にも述べた如く廣く諸方面には亘つて居らないで信範其人と關係のある性質のものであるが併し尙是等文書の種々の點より

研究すべきものであらう。

要するに、此の兵範記は上述の如く諸種の點に極めて尊重すべきものであつて、從來平安期の記録は其數少からずあるが多くは長き年代の間に轉寫又轉寫せられたものであるから、自然、記録の年次、月日の脱落や傳寫の際に於ける魯魚の誤が多いものであるが、兵範記は茲に最も信賴すべき自筆本の出現によりて歴史研究者を益することが多いと思ふ。

本稿は大正三年五月史學研究會例會席上に於ける講演に多少の補正を加へたるものである。

此兵範記調査をなすにあたり、京都大學教授内田三浦兩先生の指導を仰ぎ、同大學國史研究室高橋萬次郎君より幾多助言を與へられ又近衛公爵家に於ては同家所藏の圖書閱覽に於て特に厚意を寄せられたることは深く謝するところである。

